



令和4年3月10日

河川法等の許可申請書の電子メールによる申請について

令和2年度の河川法施行令及び河川法施行規則の改正による申請書への押印の廃止等を踏まえ、整備局にて受付を行っている以下法令にかかる申請手続について、電子メールによる申請書類の提出が可能となりました。

1. 対象法と主な申請手続

- 河川法 [第79条 都道府県知事による水利使用処分の認可申請]
- 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律 [第5条 掘削等の許可]
- 特定多目的ダム法 [第13条 ダム使用権登録前の多目的ダムの利用許可申請]
- ダム使用権登録令 [第25条 ダム使用権登録申請]

2. 申請メールアドレス [受付専用]

qsr-kasenbu-sinsei@ki.mlit.go.jp (*クリックすると、メール送信画面に展開します。)

3. 申請における注意点

- **申請前に、各手続きの担当部署へ事前にご相談下さい。**
申請内容及び必要書類等について確認を行います。
- メール本文に氏名、住所、連絡先の情報の記載をお願いします。
- 申請メールのメールタイトルに【**河川法申請**】と必ず記載下さい。
- メールへの添付資料の形式については、以下が対応可能です。
対応可能形式：Word、一太郎、エクセル、パワーポイント、PDF、DocuWorks
- 添付データの容量は、1回につき15MB程度まで送付可能です。

4. 問い合わせ先

【申請手続担当部署】

- 河川法：河川部水政課 行政第一係（水利以外） [内線3566]
行政第二係（水利関係） [内線3571]
- 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律：河川部水政課 行政第五係 [内線3584]
- 特定多目的ダム法、ダム使用権登録令：河川部河川計画課 計画第二係 [内線3626]

【取組全般】河川部水政課 行政第一係 [内線3566]